

別紙様式 1 (別紙)

令和3年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>農林水産部 農林事務所農業振興課</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>現物実査の結果、台帳数量と現物数量とが一致していない備品が多数発見された。また、現物が存在するが台帳に計上されていない備品が発見された。所管課に確認したところ、「市町村合併時に旧町村の備品台帳を現物実査することなく引き継ぎ、それ以降は年度中の受払いのみを反映して備品台帳及び物品現在高調書を作成している」との回答を得た。 富山市は、物品管理規則第27条で「毎会計年度末における備品の現在高等について物品現在高調書を作成すること」と規定している。受払いの反映のみでは備品の現在高を正確に把握できないため、所管課は、每期備品の現物実査を実施し、備品台帳や物品現在高調書を実態と整合させる必要がある。</p>
<p>措置状況</p>	<p>①山田交流促進センター 令和3年8月2日に備品の棚卸を行い台帳数量と現物数量を一致させた。 ②大長谷交流センター 令和3年8月4日に備品の棚卸を行い台帳数量と現物数量を一致させた。 ③黒瀬谷交流センター 令和3年8月5日に備品の棚卸を行い台帳数量と現物数量を一致させた。 ④八尾パインパーク、八尾サンパーク 令和3年8月18日に備品の棚卸を行い台帳数量と現物数量を一致させた。 ⑤八尾ゆめの森交流施設 令和3年8月18日に備品の棚卸を行い台帳数量と現物数量を一致させた。 ⑥白木峰山麓交流施設 令和3年8月4日に備品の棚卸を行い台帳数量と現物数量を一致させた。 ⑦大山農山村交流センター 令和3年9月2日に備品の棚卸を行い台帳数量と現物数量を一致させた。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

別紙様式 1 (別紙)

令和 3 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>農林水産部 農林事務所農業振興課</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>現物実査の結果、遊休状態で今後の利用見込みもない備品が確認された。 富山市は、物品管理規則第22条で「物品管理者は、その管理に属する物品のうち使用することができないもの又は使用の必要がなくなったものについて、不用の決定をしなければならない」と規定するとともに、物品管理規則第23条又は第24条で不用決定処理を実施した後の売却又は棄焼却手続を規定している。 所管課は、当該備品を使用する可能性が無いのであれば、物品管理規則に従って当該備品を必要とする部署へ管理換えを行うか、もしくは不用決定処理を行ったうえで売却処分又は棄焼却処分を行う必要がある。</p>
<p>措置状況</p>	<p>①山田交流促進センター 令和4年3月18日付で物品棄焼却処分を行った。 ②黒瀬谷交流センター 令和4年3月18日付で物品棄焼却処分を行った。 ③八尾パインパーク、八尾サンパーク 令和4年3月18日付で物品棄焼却処分を行った。 ④白木峰山麓交流施設 令和4年3月18日付で物品棄焼却処分を行った。 ⑤大山農山村交流センター 令和4年3月18日付で物品棄焼却処分を行った。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

別紙様式 1 (別紙)

令和3年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>農林水産部 農林事務所農業振興課</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>現物実査の結果、取得価格や評価価格が明らかに少額であると考えられる物品が備品台帳に計上されていた。 富山市は、物品管理規則第3条で「その性質及び計上を変えることなく2年以上にわたり使用できる物品で取得価格又は評価価格が2万円以上のもの並びに美術・工芸品及び標本」を備品として定義している。 所管課は、現物実査を実施したうえで備品要件を満たさない物品を備品台帳から削除する必要がある。</p>
<p>措置状況</p>	<p>①大長谷交流センター 令和3年8月4日付で2万円未満の備品について備品台帳から削除した。 ②黒瀬谷交流センター 令和3年8月5日付で2万円未満の備品について備品台帳から削除した。 ③八尾パインパーク、八尾サンパーク 令和3年8月18日付で2万円未満の備品について備品台帳から削除した。 ④八尾ゆめの森交流施設 令和3年8月18日付で2万円未満の備品について備品台帳から削除した。 ⑤白木峰山麓交流施設 令和3年8月4日付で2万円未満の備品について備品台帳から削除した。 ⑥大山農山村交流センター 令和3年9月2日付で2万円未満の備品について備品台帳から削除した。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

別紙様式 1 (別紙)

令和 3 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>農林水産部 農林事務所農業振興課</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>現物実査の結果、寄付により受け入れた木造のオブジェが備品台帳に計上されていなかった。 富山市は、物品管理規則第3条で「その性質及び計上を変えることなく2年以上にわたり使用できる物品で取得価格又は評価価格が2万円以上のもの並びに美術・工芸品及び標本」を備品として定義している。 当該物品も、寄付による受け入れかどうかに関わらず、美術・工芸品として物品管理規則第3条に規定されている備品に該当すると考えられるため、備品台帳に登録するとともに標示票を貼付して適切に管理する必要がある。</p>
<p>措置状況</p>	<p>山田交流促進センターにある木造のオブジェについては、令和4年8月31日付けで備品表示票を貼り付け、備品台帳に登録した。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

別紙様式 1 (別紙)

令和 3 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>農林水産部 農林事務所農業振興課</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>大長谷地区センターの職員(市民生活相談課)は、大長谷自治振興会の構成員でもあるため、善意で地域住民が持ち込んだ農作物等の販売や売上代金の管理を請け負っていた。 地区センターの職員は、行政と地域とのパイプ役が期待されているため、地域住民の相談に積極的に応えることが期待されるが、一方で、本件のような本来の業務範囲を超えた業務を請け負うことは、行政サービスの公平性を欠くだけでなく、現金管理を巡るトラブルの原因になりかねない。 そのため、本件のような販売業務は、速やかに解消する必要がある。</p>
<p>措置状況</p>	<p>地域住民による農作物や工作物を販売することや在庫管理を行うことは、地区センターとしての業務の範囲外であることから、令和 3 年度末をもって廃止した。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

別紙様式 1 (別紙)

令和 3 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>農林水産部 農林事務所農業振興課</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>指定管理者が保管する富山市の現金（入浴料）について、監査人が8月12日17:00に現金実査を実施した結果、帳簿残高に比べて現金残高が1,290円多かった。差異の発生原因は不明であるが、レジや金庫を査閲したところ、富山市の現金と自主事業の現金とが明確に区別されていない。そのため、両者が混同されてしまった可能性がある。 指定管理者に確認したところ、「富山市の現金の日次実査は実施しておらず、また、僻地に所在するため富山市の口座への振込みも月1回程度になっている」との回答を得た。 現金事故を防止するため、所管課は指定管理者に対して「富山市の現金と自主事業の現金を物理的に区別すること」及び「富山市の現金を日々実査すること」を指導する必要がある。また、富山市の口座への振込頻度を見直す必要が無いかも協議することが望まれる。</p>
<p>措置状況</p>	<p>今回の現金差異の発生原因については、指定管理者による帳簿の入力間違いや両替の精算間違い等によるものであった。実査のあった翌日から、帳簿と現金の確認を帳簿入力者と別スタッフによるダブルチェックを行うことで、今後、管理上のミスが起きないように現金の管理体制について改善を図りました。また、振込頻度については、実施可能な範囲でこまめに入金を行うよう指定管理者に指導してまいります。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

別紙様式 1 (別紙)

令和 3 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>農林水産部 農林事務所農業振興課</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>指定管理者は、富山市から使用を許可された区域で施設の利用目的以外の収益事業を営んでいるが、富山市は、外郭団体であることをもって目的外使用料を全額減免している。また、指定管理者が使用許可区域に設置した自販機についても、自販機設置料を徴収していない。</p> <p>令和3年8月2日に管財課が通知した「行政財産目的外使用料及び普通財産貸付料の減免基準」に照らすと、外郭団体のような公共的団体が自らの事務所等のために公共的施設を使用する場合は、減免率は50%になる。そのため、今後、使用許可区域に係る目的外使用料の減免額を見直す必要がある。</p> <p>また、富山市は、公の施設に自販機を設置する場合は、原則として自販機設置料及び電気代等の実費相当額を徴収する方針である。そのため、所管課は、指定管理者が使用許可区域に設置した自販機についても、自販機設置料及び電気代等の実費相当額を徴収すべきかどうか検討することが望まれる。</p>
<p>措置状況</p>	<p>①大山農山村交流センター 事務所及び売店・飲食店については、管財課通知の「行政財産目的外使用料及び普通財産貸付料の減免基準」に基づき再検討し、目的達成に向け寄与していることから行政財産目的外使用料を全額減免とした。</p> <p>また、自販機設置については、令和4年度から行政財産目的外使用料（減免なし）を徴収し、自主事業として申告し、収支を計上するよう改めた。</p> <p>電気料等の実費負担については、以前から行政財産使用部分の経費を面積按分で算出し（指定管理料の経費に入れていない）、指定管理者が負担しているため、市から請求していない。</p> <p>②ほたるの里農村公園 自販機設置については、令和4年度から行政財産目的外使用料（減免なし）を徴収し、自主事業として申告し、収支を計上するよう改めた。</p> <p>また、厨房（地元産のそば粉を使用した手打ちそばの提供）及び売店（館内ショップでのほたる関連商品及びアイスクリームの販売）については、管財課通知の「行政財産目的外使用料及び普通財産貸付料の減免基準」に基づき再検討し、採算困難施設であることから行政財産目的外使用料を全額減免とした。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。